		中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書
業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値 ニ　［略］ 二　当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について基金が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ・ハ　［略］	中期計画に定めた項目	一　［略］ 二　当該事業の実績が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について基金が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由

		中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書
の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値 ニ　［同上］ 二　前号に掲げる業務の実績について基金が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　評定及び当該評定を付した理由 ロ・ハ　［同上］	中期計画に定めた項目	一　［同上］ 二　前号に掲げる業務の実績について基金が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　評定及び当該評定を付した理由